山形県立保健医療大学大学院学則

平成21年４月１日
学　則　第　２　号
改正　平成24年６月22日
学　則　第　２　号
改正　平成24年12月27日
学　則　第　４　号
改正　平成27年２月26日
学　則　第　３　号
改正　平成28年３月22日
学　則　第　１　号
改正　平成28年12月19日
学　則　第　３　号
改正　平成29年３月22日
学　則　第　２　号
改正　平成30年３月20日
学　則　第　１　号
改正　平成30年10月15日
学　則　第　２　号
改正　令和２年３月13日
学　則　第　２　号
改正　令和２年７月27日
学　則　第　３　号
改正　令和３年３月17日
学　則　第　２　号
改正　令和４年２月４日
学　則　第　１　号
改正　令和５年９月20日
学　則　第　２　号
改正　令和６年12月24日
学　則　第　１　号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　研究科、専攻、入学定員、標準修業年限等及び長期にわたる教育課程の履修（第３条－第５条の２）
第３章　学年、学期及び休業日（第６条－第８条）
第４章　入学（第９条－第17条）
第５章　教育課程、履修方法等（第18条―第24条）
第６章　修了及び学位（第25条・第26条）
第７章　休学、復学、転学、留学、退学及び除籍（第27条－第32条）
第８章　賞罰（第33条・第34条）
第９章　研究生、科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生（第35条―第38条）
第10章　公開講座（第39条）
第11章　授業料等の徴収（第40条）
第12章　職員組織及び研究科委員会等（第41条－第43条）
第13章　委任（第44条）

附則

第１章　総則

（目的）

第１条　山形県立保健医療大学の大学院(以下「本学大学院」という。)は、保健医療に関する専門性の高い教育研究を通じ、高度な知識と技術、卓越した実践能力と問題解決能力を有する質の高い人材養成を行い、病院、保健福祉施設等へ専門職として輩出することにより、本県における保健医療福祉の一層の発展を図り、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第２条　本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学大学院の教育研究活動の状況その他必要な事項について、自ら又は外部機関による点検及び評価(以下「自己評価等」という。)を行い、結果を公表するものとする。

２　自己評価等に関し必要な事項は、別に定める。

第２章　研究科、専攻、入学定員、標準修業年限等及び長期にわたる教育課程の履修

（研究科及び課程）

第３条　本学大学院の研究科は、保健医療学研究科(以下「研究科」という。)とし、その課程は博士前期課程及び博士後期課程とする。

（専攻及び定員）

第４条　研究科に置く専攻並びに課程毎の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専　　攻	課　　程	入学定員	収容定員
保健医療学専攻	博士前期課程	12人	24人
	博士後期課程	3人	9人

（標準修業年限等）

第５条　本学大学院に置く博士前期課程の標準修業年限は２年、博士後期課程の標準修業年限は３年とする。

２　本学大学院において学生が在学することができる年数(以下「在学年限」という。)は、博士前期課程にあっては４年、博士後期課程にあっては６年とする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第５条の２　学長は、学生が職業を有している等の事情により、前条第１項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了すること(以下「長期履修」という。)を希望する場合は、研究科委員会の議を経て許可することができる。

２　長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

第３章　学年、学期及び休業日

（学年）

第６条　学年は、４月１日に始まり翌年の３月31日に終わる。

（学期）

第７条　学年を分けて、次の２学期とする。

⑴　前期　４月１日から９月30日まで

⑵　後期　10月１日から翌年の３月31日まで

２　学長は前項の規定にかかわらず、前期及び後期の期間を変更することができる。

（休業日）

第８条　本学大学院における授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

⑴　日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

⑵　学長が別に定める春季休業、夏季休業及び冬季休業

２　学長は前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

第４章　入学

（入学の時期）

第９条　本学大学院の入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第10条　本学大学院の博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第83条第1項の大学（以下「大学」という。）を卒業した者

⑵　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。）第155条第1項各号に規定する者

⑶　大学に3年以上在学した者又はこれに準ずる者として省令第160条に規定する者であって、別に定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

２　本学大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　修士の学位又は専門職学位（法第104条第１項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第９号）第５条の２に規定する専門職学位をいう。）を有する者

⑵　省令第156条各号に規定する者

（入学志願の手続）

第11条　本学大学院に入学を志願する者は、入学志願書に学長が別に定める書類及び入学考査料を添えて、学長が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

（入学志願者の選考）

第12条　前条の入学志願書を提出した者については、学長が別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第13条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、学長が指定する期日までに、入学料を納付しなければならない。ただし、本学大学院の博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に入学する者の取扱いについては別に定める。

２　学長は、前項の入学の手続を完了した者に対して入学を許可する。

（誓約書の提出）

第14条　入学を許可された者は、誓約書に学長が別に定める書類を添えて、学長が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

（転入学）

第15条　学長は、他の大学院に現に在学する者で本学大学院に転入学を志望するものがあるときは、学生定員に欠員がある場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

（再入学）

第16条　学長は、本学大学院を中途で退学した者（懲戒により退学となった者を除く。）又は除籍となった者で退学又は除籍後に再び同一の専攻に入学を志望するものがあるときは、学生定員に欠員がある場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

（転入学者等の入学の時期等）

第17条　転入学又は再入学をする者の入学の時期は、第９条の規定にかかわらず、後期の初めとすることができる。

２　転入学又は再入学をした者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い、修業年限、在学年限その他転入学及び再入学に関し必要な事項は、別に定める。

第５章　教育課程、履修方法等

（教育方法）

第18条　本学大学院における教育は、授業科目の授業並びに修士論文、課題研究論文及び博士論

文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

（教育方法の特例）

第19条　本学大学院において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（授業科目等）

第20条　本学大学院の授業科目の種類及び単位数は、別表１及び別表２のとおりとする。

２　前項の授業科目の履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第20条の2　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

２　前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

３　第１項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

（１年間の授業期間）

第21条　１年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（単位数の標準）

第22条　各授業科目の単位数を定めるに当たっては、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の標準によるものとする。

⑴　講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲をもって１単位とする。

⑵　実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲をもって１単位とする。

（他の大学院等における授業科目の履修等）

第23条　学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき学生が当該他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科委員会の議を経て、15単位を超えない範囲で、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を日本国内において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第１条第２項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された規定する国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

（入学前の既修得単位等の認定）

第24条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院又は他の大学院(外国の大学院又は国際連合大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、また、前条第１項及び第２項の規定により本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。

３　前２項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第６章　修了及び学位

（修了の認定）

第25条　学長は、博士前期課程にあっては２年(転入学及び再入学をした者にあっては第17条第２項の規定により別に定められた修業年限)以上、博士後期課程にあっては３年(転入学及び再入学をした者にあっては第17条第２項の規定により別に定められた修業年限)以上在学し、所定の授業科目を履修し、博士前期課程にあっては31単位以上、博士後期課程にあっては19単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士前期課程にあっては修士論文又は課題研究論文、博士後期課程にあっては博士論文の審査及び試験に合格した者に対して、研究科委員会の議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、博士前期課程にあっては１年以上、博士後期課程にあっては２年以上在学すれば足りるものとする。

（在学期間の短縮）

第 25 条の２　学長は、第 24 条第１項の規定により本学大学院の博士前期課程に入学する前に修得した単位（学校教育法第 102 条第１項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院の博士前期課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の博士前期課程の一部を履修したと認めるときは、研究科委員会の議を経て、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して１年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、大学院に少なくとも１年以上在学するものとする。

（学位）

第26条　学長は、修了を認定した者に対して、博士前期課程にあっては修士の学位を、博士後期課程にあっては博士の学位を授与する。

２　学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第７章　休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

（休学）

第27条　疾病その他やむを得ない事情により引き続き２月以上にわたり修学することができない学生は、学長の許可を受けて休学することができる。この場合において、当該休学が疾病によるときは、医師の診断書を提出するものとする。

２　学長は、疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。

３　休学の期間は、１年以内とする。ただし、特別の事情があると認め学長が許可した場合は、１年を限度として、休学の期間を延長することができる。

４　休学の期間は、博士前期課程にあっては通算して２年を、博士後期課程にあっては通算して３年を超えることはできない。

５　休学の期間は、在学年限に算入しない。

（復学）

第28条　学生は、休学の期間が満了したとき又は休学の期間中であってもその事由が消滅したときは、学長の許可を受けて復学することができる。

（転学）

第29条　本学大学院から他の大学院等に転学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

（留学）

第30条　外国の大学院に留学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

２　前項の許可を受けて留学した期間は、第25条の在学の期間に含めることができる。

（退学）

第31条　退学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

（除籍）

第32条　学長は、次の各号のいずれかに該当した学生を、研究科委員会の議を経て、除籍するこ

とができる。
⑴　在学年限を超えた者
⑵　第27条第３項又は第４項に規定する期間を超えて休学した者
⑶　死亡し、又は行方不明となった者
⑷　授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第８章　賞罰

（表彰）
第33条　学長は、学生が表彰に値する行為を行ったときは、研究科委員会の議を経て、その者を表彰することができる。
（罰則）
第34条　学長は、学生が本学大学院の学則に違反し、又は本学大学院の学生としてふさわしくない行為を行ったときは、研究科委員会の議を経て、その者を懲戒することができる。
２　懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
３　退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
⑴　性行不良で改善の見込みがないと認められる者
⑵　学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
⑶　正当な理由がなくて出席が常でない者
⑷　本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第９章　研究生、科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生

（研究生）
第35条　学長は、本学大学院の学生以外の者で本学大学院において特定の専門事項について研究しようとするものがあるときは、本学大学院の教育又は研究に支障のない限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。
２　前項に規定するもののほか、研究生に関し必要な事項は、別に定める。
（科目等履修生）
第36条　学長は、本学大学院の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修しようとするもの（次条第１項に規定する者を除く。）があるときは、当該授業科目の授業に支障のない限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。
２　科目等履修生には、単位を与えることができる。
３　前２項に規定するもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。
（特別聴講生）
第37条　学長は、一又は複数の授業科目を履修しようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学院との協議に基づき、研究科委員会の議を経て、特別聴講生として入学を許可することができる。
２　特別聴講生には、単位を与えることができる。
３　前２項に規定するもののほか、特別聴講生に関し必要な事項は、別に定める。
（外国人留学生）
第38条　学長は、我が国の大学院等において教育を受ける目的をもって入国した外国人で本学大学院に入学を志願するものがあるときは、選考の上、研究科委員会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。
２　前項に規定するもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第10章　公開講座

（公開講座）
第39条　本学大学院に公開講座を設けることができる。
２　公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第11章　授業料等の徴収

（授業料等の徴収）

第40条　本学大学院における授業料、入学料及び入学考査料は、別に定める。

第12章　職員組織及び研究科委員会等

（職員組織）

第41条　本学大学院の職員は、山形県立保健医療大学の職員をもって充てる。

２　研究科に研究科長を置き、当該研究科の教授をもって充てる。

（研究科委員会）

第42条　研究科に、研究科委員会を置く。

２　研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

⑴　学生の入学及び修了。

⑵　学位の授与。

⑶　教育課程、授業、試験及び単位の認定。

⑷　学生の厚生補導及び賞罰。

⑸　前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの。

３　研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

４　研究科委員会は、学長、副学長、研究科の教授及び事務局長をもって組織する。

５　前項の規定にかかわらず、研究科長が必要と認めたときは、研究科委員会に准教授、専任の講師及び助教を加えることができる。

６　事務局長以外の事務職員は、研究科長の要請により、研究科委員会の会議に出席し、発言することができる。

７　研究科委員会は、必要があるときは、研究科委員会の構成員以外の者に対して、研究科委員会の会議に出席し、意見を陳述することを求めることができる。

８　研究科委員会に博士課程研究担当部会を置き、部会の構成員は研究科委員会の構成員の中から研究科長が選任し、部会長は部会の構成員の中から研究科長が指名する。

９　前各項に規定するもののほか、研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（教員会議）

第43条　本学大学院における教育研究活動について協議するため、必要に応じ、教員会議を置くことができる。

２　教員会議に関し必要な事項は、別に定める。

第13章　委任

（委任）

第44条　この学則の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この学則は、平成21年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において山形県立大学条例を廃止する条例（平成21年３月山形県条例第31号）による廃止前の山形県立大学条例（昭和39年３月山形県条例第39号）第３条に規定する山形県立保健医療大学の大学院（以下「旧大学院」という。）に在学し、施行日以後において引き続き本学大学院に在学する者に係る授業科目の名称、配当年次、単位数（必修又は選択の別を含む。）及び備考（以下「授業科目等」という。）については、旧大学院の学則の例による。

３　施行日以後において本学大学院に転入学又は再入学をした者に係る授業科目等については、

その者の属する学年に在学する者の例による。

附　則（平成24年６月22日　学則第２号）

（施行期日）

この学則は、平成24年10月１日から施行する。

附　則（平成24年12月27日　学則第４号）

（施行期日）

この学則は平成24年12月27日から施行し、改正後の第５条の２の規定は平成25年度に入学する者から適用する。

附　則（平成27年２月26日　学則第３号）

この学則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月22日　学則第１号）

（施行期日）

１　この学則は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第25条の規定及び別表は、平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則（平成28年12月19日　学則第３号）

（施行期日）

１　この学則は、平成29年４月１日から施行する。ただし、平成29年３月31日において本学大学院に在学し、平成29年４月１日以後において引き続き本学大学院に在学する者については、同日以後、本学大学院の博士前期課程に在学する者とみなして改正後の規定を適用する。

（入学料の納付に係る経過措置）

２　平成28年度に本学大学院の修士課程を修了し、引き続き博士後期課程に入学する者の入学料の納付の取扱いについては別に定める。

附　則（平成29年３月22日　学則第２号）

（施行期日）

１　この学則は、平成29年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表１は、平成 29 年度入学者から適用し、平成 28 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則（平成30年３月20日　学則第１号）

（施行期日）

１　この学則は、平成30年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表１は、平成 30 年度入学者から適用し、平成 29 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則（平成30年10月15日　学則第２号）

（施行期日）

１　この学則は、平成31年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表２は、平成 30 年度入学者から適用し、平成 29 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則（令和２年３月13日　学則第２号）

（施行期日）
１　この学則は、令和２年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　改正後の別表１は、令和２年度入学者から適用し、令和元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則（令和２年７月27日　学則第３号）
この学則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月17日　学則第２号）
この学則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年２月４日　学則第１号）
この学則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年９月20日　学則第２号）
この学則は、令和５年９月20日から施行する。

附　則（令和６年12月24日　学則第１号）
この学則は、令和６年12月24日から施行する。

別表１（博士前期課程）
１　看護学分野

授業科目の名称			配当年次	看護学特別研究選択			専門看護師課程選択						
				単位数		備考	単位数						備考
							必修			選択			
				必修	選択		老年看護	母性看護	精神看護	老年看護	母性看護	精神看護	
共通科目	研究倫理		1	1		必修１単位 選択４単位以上	1						必修１単位
	保健医療学研究法		1		2					2			
	医療科学特論		1		2					2			
	保健医療システム特論		1		2					2			
	医療組織経済学特論		1		2					2			
	保健医療と教育論		1		4					4			
専門支持科目	フィジカルアセスメント		1			選択４単位以上	2						必修４単位
	臨床薬理学		1				2						
	看護学研究法特論		1		2					2※			選択８単位以上
	看護学理論特論		1		2					2※			
	看護政策論		1		2					2※			
	看護教育学		1		2					2※			
	看護学倫理		1		2					2※			
	コンサルテーション論		1		2					2※			
	健康政策・関係法特論		1		2					2			
	原著講読特論		1		2					2			
	生体機能看護学特論		1		2					2			
	地元ナース特論		1		2					2			
	臨床動作解析学特論		1		2					2			
	発達障がい理学療法学特論		1		2					2			
	理学療法臨床推論特論		1		2					2			
	精神障がい作業療法学特論		1		2					2			
	身体障がい作業療法学特論		1		2					2			
	高齢期作業療法学特論		1		2					2			
	生活援助工学特論		1		2					2			
	地域リハビリテーション学特論		1		2					2			
専門科目	基礎・地域看護学領域	病態機能学特論	1		2		2						
		病態機能学特論演習	1～2		4					4			
		基礎看護学特論	1		2					2			
		基礎看護学特論演習	1～2		4					4			
		看護管理特論	1		2					2※			
		看護管理特論演習	1～2		4					4			
		地域保健行政看護学特論	1		2					2			
		地域保健行政看護学特論演習	1～2		4					4			
		地域・在宅看護学特論	1		2					2			
		地域・在宅看護学特論演習	1～2		4					4			

授業科目の名称			配当年次	看護学特別研究選択 単位数 必修	看護学特別研究選択 単位数 選択	看護学特別研究選択 備考	専門看護師課程選択 単位数 必修 老年看護	専門看護師課程選択 単位数 必修 母性看護	専門看護師課程選択 単位数 必修 精神看護	専門看護師課程選択 単位数 選択 老年看護	専門看護師課程選択 単位数 選択 母性看護	専門看護師課程選択 単位数 選択 精神看護	専門看護師課程選択 備考
専門科目	応用看護学領域	成人看護学特論	1		2	選択 12 単位以上				2			必修 28 単位
		成人看護学特論演習	1～2		4					4			
		老年看護学特論Ⅰ	1		2		2						
		老年看護学特論演習	1～2		4								
		老年看護学特論Ⅱ	1				2						
		老年看護学特論Ⅲ	1				2						
		老年看護学特論Ⅳ	1				2						
		老年看護学特論Ⅴ	1				2						
		老年看護展開論Ⅰ	1				2						
		老年看護展開論Ⅱ	2				2						
		老年看護学実習Ⅰ	1				4						
		老年看護学実習Ⅱ	2				6						
		老年看護学課題研究	2				2						
		母子看護学特論	1		2			2					
		周産期看護学特論	1		2			2					
		女性生涯看護学特論	1		2			2					
		母子看護学特論演習	1～2		4								
		周産期看護学特論演習	1～2		4								
		周産期看護展開論Ⅰ	1					2					
		周産期看護展開論Ⅱ	2					2					
		周産期看護展開論Ⅲ	1～2					2					
		周産期看護展開論Ⅳ	2					2					
		周産期看護実習Ⅰ	1					2					
		周産期看護実習Ⅱ	2					3					
		周産期看護実習Ⅲ	2					5					
		母性看護学課題研究	2					2					
		精神看護学特論Ⅰ	1		2				2				
		精神看護システム特論	1		2				2				
		精神看護学特論演習	1～2		4								
		精神機能学特論	1						2				
		精神看護学特論Ⅱ	1						2				
		精神看護学特論Ⅲ	1						2				
		精神看護学特論Ⅳ	1						2				
		精神看護展開論Ⅰ	1～2									2	
		精神看護展開論Ⅱ	1～2									2	

授業科目の名称			配当年次	看護学特別研究選択			専門看護師課程選択						
				単位数		備考	単位数						備考
							必修			選択			
				必修	選択		老年看護	母性看護	精神看護	老年看護	母性看護	精神看護	
専門科目	応用看護学領域	精神看護学実習Ⅰ	1						1				
		精神看護学実習Ⅱ	1						2				
		精神看護学実習Ⅲ	1						4				
		精神看護学実習Ⅳ	2						2				
		精神看護学実習Ⅴ	2						1				
		精神看護学課題研究	2						2				
	看護学特別研究		1～2		10	看護学分野において選択必修10単位							
						合計31単位以上							合計41単位以上

専門看護師課程履修者は※の科目から８単位以上選択

２　理学療法学分野

授業科目の名称			配当年次	単位数 必修	単位数 選択	備考
共通科目		研究倫理	1	1		必修 1 単位 選択 4 単位以上
		保健医療学研究法	1		2	
		医療科学特論	1		2	
		保健医療システム特論	1		2	
		医療組織経済学特論	1		2	
		保健医療と教育論	1		4	
専門支持科目		看護学研究法特論	1		2	選択 4 単位以上
		看護学理論特論	1		2	
		看護政策論	1		2	
		看護教育学	1		2	
		看護学倫理	1		2	
		コンサルテーション論	1		2	
		健康政策・関係法特論	1		2	
		原著講読特論	1		2	
		生体機能看護学特論	1		2	
		臨床動作解析学特論	1		2	
		発達障がい理学療法学特論	1		2	
		理学療法臨床推論特論	1		2	
		精神障がい作業療法学特論	1		2	
		身体障がい作業療法学特論	1		2	
		高齢期作業療法学特論	1		2	
		生活援助工学特論	1		2	
		地域リハビリテーション学特論	1		2	
専門科目	基礎理学療法学領域	運動解析学特論	1		2	選択 12 単位以上
		運動解析学特論演習	1～2		4	
		運動生理学特論	1		2	
		運動生理学特論演習	1～2		4	
	臨床理学療法学領域	運動機能理学療法学特論	1		2	
		運動機能理学療法学特論演習	1～2		4	
		神経機能理学療法学特論	1		2	
		神経機能理学療法学特論演習	1～2		4	
		運動障がいリハビリテーション学特論	1		2	
		運動障がいリハビリテーション学特論演習	1～2		4	
	理学療法学特別研究		1～2		１０	理学療法学分野において、選択必修 10 単位
						合計 31 単位以上

３　作業療法学分野

授業科目の名称			配当年次	単位数 必修	単位数 選択	備考
共通科目		研究倫理	1	1		必修 1 単位 選択 4 単位以上
		保健医療学研究法	1		2	
		医療科学特論	1		2	
		保健医療システム特論	1		2	
		医療組織経済学特論	1		2	
		保健医療と教育論	1		4	
専門支持科目		看護学研究法特論	1		2	選択 4 単位以上
		看護学理論特論	1		2	
		看護政策論	1		2	
		看護教育学	1		2	
		看護学倫理	1		2	
		コンサルテーション論	1		2	
		健康政策・関係法特論	1		2	
		原著講読特論	1		2	
		生体機能看護学特論	1		2	
		臨床動作解析学特論	1		2	
		発達障がい理学療法学特論	1		2	
		理学療法臨床推論特論	1		2	
		精神障がい作業療法学特論	1		2	
		身体障がい作業療法学特論	1		2	
		高齢期作業療法学特論	1		2	
		生活援助工学特論	1		2	
		地域リハビリテーション学特論	1		2	
専門科目	臨床作業療法学領域	神経障がいリハビリテーション学特論	1		2	選択 12 単位以上
		神経障がいリハビリテーション学特論演習	1～2		4	
		作業活動解析学特論	1		2	
		作業活動解析学特論演習	1～2		4	
		内部障がいリハビリテーション学特論	1		2	
		内部障がいリハビリテーション学特論演習	1～2		4	
	発達作業療法学領域	発達過程作業療法学特論	1		2	
		発達過程作業療法学特論演習	1～2		4	
		作業療育学特論	1		2	
		作業療育学特論演習	1～2		4	
	作業療法学特別研究		1～2		１０	作業療法学分野において、選択必修 10 単位
						合計 31 単位以上

別表２（博士後期課程）

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">授業科目の名称</th><th rowspan="2">配当
年次</th><th colspan="2">単位数</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>必修</th><th>選択</th></tr>
<tr><td rowspan="7">共通科目</td><td colspan="2">保健医療福祉の連携・協働特論</td><td>1</td><td>2</td><td></td><td rowspan="7">必修
３単位

選択
４単位以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">研究と倫理</td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">高等教育政策・教育方法特論</td><td>1</td><td></td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">看護の発展と研究特論</td><td>1</td><td></td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">リハビリテーションの発展と研究特論</td><td>1</td><td></td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">生体反応と臨床応用特論</td><td>1</td><td></td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">保健医療の社会的課題と対応特論</td><td>1</td><td></td><td>2</td></tr>
<tr><td rowspan="12">専門科目</td><td rowspan="5">看護学分野</td><td>コミュニティヘルス看護学特論</td><td>1</td><td></td><td>2</td><td rowspan="12">所属分野の授業科目（特別研究を除く。）から選択２単位以上</td></tr>
<tr><td>ヘルスプロモーション看護学特論</td><td>1</td><td></td><td>2</td></tr>
<tr><td>看護学特別研究Ⅰ</td><td>1</td><td></td><td>2</td><td rowspan="3">看護学分野において、選択必修10単位</td></tr>
<tr><td>看護学特別研究Ⅱ</td><td>2</td><td></td><td>4</td></tr>
<tr><td>看護学特別研究Ⅲ</td><td>２～３</td><td></td><td>4</td></tr>
<tr><td rowspan="5">理学療法学分野</td><td>運動器障がい動態解析学特論</td><td>1</td><td></td><td>2</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>機能再建理学療法学特論</td><td>1</td><td></td><td>2</td></tr>
<tr><td>理学療法学特別研究Ⅰ</td><td>1</td><td></td><td>2</td><td rowspan="3">理学療法学分野において、選択必修10単位</td></tr>
<tr><td>理学療法学特別研究Ⅱ</td><td>2</td><td></td><td>4</td></tr>
<tr><td>理学療法学特別研究Ⅲ</td><td>２～３</td><td></td><td>4</td></tr>
<tr><td rowspan="5">作業療法学分野</td><td>生活行為作業療法学特論</td><td>1</td><td></td><td>2</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>発達過程作業療法学特論</td><td>1</td><td></td><td>2</td></tr>
<tr><td>作業療法学特別研究Ⅰ</td><td>1</td><td></td><td>2</td><td rowspan="3">作業療法学分野において、選択必修10単位</td></tr>
<tr><td>作業療法学特別研究Ⅱ</td><td>2</td><td></td><td>4</td></tr>
<tr><td>作業療法学特別研究Ⅲ</td><td>２～３</td><td></td><td>4</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td><td>合計19単位以上</td></tr>
</table>